

新型コロナウイルス感染症

給付・貸付を行っています

4月30日時点

	対象	種類	名称	内容	問合せ
生活費でお困りの方	退職などで経済的に困窮し、住居を失った・失うかもしれない方	給付	住居確保給付金	家賃相当額を支給(上限あり) ※世帯人数などにより変動。 ※収入・資産要件があります。	生活相談コールセンター(練馬区) ☎5984-4703 練馬区社会福祉協議会生活サポートセンター ☎3993-9963
	住民税・保険料などの支払いにお困りの方	納付免除	国民年金保険料	国民年金保険料の免除	国保年金課国民年金係 ☎5984-4561 練馬年金事務所 ☎3904-5491
		納付猶予	住民税・軽自動車税	納付の猶予・分割納付	収納課納付案内センター ☎5984-4547
			国民健康保険料		国保年金課後期高齢者保険料係 ☎5984-4588
			後期高齢者医療保険料		介護保険課資格保険料係 ☎5984-4593
			介護保険料(65歳以上の方)		国保年金課国民年金係 ☎5984-4561 練馬年金事務所 ☎3904-5491
国民年金保険料					
生活費でお困りの方	休業などにより収入が減少した方	貸付	緊急小口資金特例貸付	▶ 限度額: 20万円(無利子・連帯保証人不要)	生活相談コールセンター(練馬区) ☎5984-4703 練馬区社会福祉協議会 ☎3991-5560/☎3992-5600
	失業などにより収入が減少した方	貸付	総合支援資金特例貸付	▶ 限度額: 2人以上世帯…月20万円、単身世帯…月15万円(無利子・連帯保証人不要)	
	一時的に必要な費用の調達が困難な方	貸付	応急小口資金	▶ 限度額: 一般貸付20万円(無利子)	
	生活にお困りの方	給付	生活保護	国の定める保護基準により算定した世帯ごとの1カ月の最低生活費と、その世帯の全収入(月額)とを比較し、収入が最低生活費を下回っている差額分の支給	管轄の総合福祉事務所
	区の福祉資金の償還が困難な方	期日延長	応急小口資金、女性福祉資金、高齢者および障害者入院資金、東京都母子及び父子福祉資金	支払期日の延長 ※連帯保証人なども含めて、償還期日までに返済困難と認められる場合。	生活福祉課管理係 ☎5984-1532
	休業期間中の賃金(休業手当)が支払われなかった中小企業などで働く方	給付	休業支援金・給付金	▶ 支給額: 休業実績などから算定(1日当たり1万1000円が上限)	休業支援金・給付金コールセンター(厚生労働省) ☎0120-221-276
	家計が急変し、支援の必要がある学生	給付	給付奨学金	返還義務のない奨学金の支給 ※金額は学校の種別や家計状況により異なります。	日本学生支援機構奨学金相談センター ☎0570-666-301 ※申込手続きは各大学・専門学校などの学生課や奨学金窓口にお問い合わせください。
子育て世帯の方	給付	子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯分)(国) ※ひとり親世帯以外への給付金は、後日、区報などでお知らせします。	▶ 支給額: 児童1人当たり5万円 ▶ 申請方法: ①申請不要②③要申請 ※申請期間など詳しくは、後日、区報などでお知らせします。	子育て支援課児童手当係 ☎5984-5824 子育て世帯生活支援特別給付金コールセンター(厚生労働省) ☎0120-400-903	
傷病手当金	給付	新型コロナウイルス感染症に伴う傷病手当金	▶ 支給額: 給与相当額の3分の2(1日当たり3万887円が上限)	国保年金課こほ給付係 ☎5984-4553 東京都後期高齢者医療広域連合お問い合わせセンター ☎0570-086-519	
会社・事業者支援	運営資金・売上が減少した方	貸付	新型コロナウイルス感染症対策マル経融資(日本政策金融公庫)	▶ 限度額: 1000万円 ▶ 利率: 当初3年間基準金利▲0.9% ※区が50%を補助。	東京商工会議所練馬支部 ☎3994-6521
		貸付	新型コロナウイルス感染症特別貸付	▶ 限度額: 中小企業事業6億円(3億円)、国民生活事業8000万円(6000万円) ▶ 利率: ()の金額を限度に融資後3年間基準利率▲0.9%	日本政策金融公庫事業資金相談ダイヤル ☎0120-154-505
	貸付	新型コロナウイルス感染症対応特別貸付	▶ 限度額: 2000万円 ▶ 利率: 年2.0%(利用者負担0.2%、区負担1.8%) ※信用保証料は、全額区が負担。	経済課融資係 ☎5984-2673	
	貸付	新型コロナウイルス感染症対応借換特別貸付	▶ 限度額: 2500万円 ▶ 利率: 2.0%(利用者負担0.2%、区負担1.8%) ※信用保証料の補助はありません。		
従業員に休業してもらった方	給付	小学校休業等対応助成金	▶ 支給額: 賃金相当額(3月までの休暇取得分。1日当たり1人1万5000円が上限) ▶ 申請期限: 6/30(水)	学校等休業助成金・支援金等相談コールセンター(厚生労働省) ☎0120-60-3999	
	給付	両立支援等助成金	▶ 支給額: 1人当たり5万円(4月からの休暇取得分。1事業主につき10人まで)	東京労働局雇用環境・均等部 ☎6893-1100	
	給付	雇用調整助成金	▶ 支給額: 休業手当の3分の2(大企業は2分の1。上限あり) ※特例など詳しくは、お問い合わせください。	ハローワーク池袋 ☎3987-8609(部門コード33#)	